女子ミニバスケットボールクラブ　百道リトルジュエルズ　運営方針

１．チームの目標

＜活動の目的について＞

友情・ほほえみ・フェアプレーの精神のもと、チームに所属するすべての子どもがバスケットボールの楽しさや素晴らしさを味わうことのできるチームを目指します

＜チームスローガン＞

『　Rest at the end, not in the middle.　～途中で休むな。最後に休め～　』

＜指導方針＞

①感謝…・練習が出来る場所があること・試合をする相手がいること・活動に関わる全てのことに感謝する

②思いやり…・相手の立場で物事を考えること・応援する気持ちを持つこと

③元気…・挨拶をすること・返事をすること・てきぱきとした行動をすること

２．チームの基本姿勢

（１）日本バスケットボール協会（JBA）及び福岡県バスケットボール協会（FBA）が定める各種規定等を順守します

（２）選手の人格と個性を尊重します

（３）暴言、罵声、選手を傷心させる言動等を本意、不本意に関わらず慎み、品格をもって指導にあたります

（４）ルールを守る、審判に従う、相手をリスペクトするなどフェアプレー精神を育てます

（５）勝利を「目的」とせず、勝利は全ての選手が共有し合う「目標」とし、バスケットボールを楽しいと感じさせる「手段」と考えます

（６）末永くバスケットボールを愛する気持ちを持たせることを指導の第一目的とし、全ての選手に等しく精力を傾け、大人（指導者）の自己満足と自身の欲求達成の為の行動を否定します

（７）無限の可能性を秘めた大切な選手を授かる意識を常に持ち、けがや故障の予防安全と健康管理に万全を期します

（８）コミュニケーションを取りながら公平で民主的なチーム運営を心掛けます

（９）基本を忠実に選手の技術向上に全力を傾けます

（10）感謝の気持ちと礼儀作法を大切にし、元気で健やかな選手の育成に努めます

（11）指導者は選手の憧れになるような人格を磨きます

３．移籍について

（１）移籍については、JBA及びFBAの規定に従います

女子ミニバスケットボールクラブ　百道リトルジュエルズ　規約

第１章　＜総則＞

第１条　（名称及び所在地）

本会は、女子ミニバスケットボールクラブ百道リトルジュエルズといい、所在地を同会の責任者宅におく

第２条　（目的）

本会は、指導者と保護者が協力して、ミニバスケットボールを通して児童の心身育成を図るために活動することを目的とする

第３条　（活動方針）

本会は、次の方針により活動する

（１）　会員の考えを尊重して、チーム運営や各種活動を行う

（２）　特定の政党や宗教には関係しない

（３）　営利を目的とする行為は行わない

（４）　目的に応じて他の社会教育機関と協力する

第２章　＜チーム＞

第４条　（構成）

本会は、参加者（以下、団員という）、団員の保護者（以下、保護者という）、責任者、コーチ等指導者（以下、指導者という）及び本会の趣旨に賛同した者をもって構成する。保護者は、団員登録とともに保護者会会員とする

第５条　（運営）

（１）本会には指導者、アドバイザー、ボランティアのスタッフを置く。なお必要に応じて他のスタッフ（帯同審判）をおくことができる

（２）指導方針、活動計画、スタッフ人事など、当チームに関わることの全ては責任者が最終決定権を持つ。但し、スタッフ、保護者の意見を聞きチーム運営が円滑に進むように心がける

（３）活動計画・指導の実施はチームスタッフ、保護者会、外部協力者が協力して行う

第６条　（加入資格）

本会に加入する資格は、公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険（以下、スポーツ保険という）に加入できる小学生であって、本会の活動趣旨及び本規約に賛同する保護者の同意が得られた児童とする。本会の加入資格は、次の（１）（２）の条件をともに満たすこと

（１）児童の主たる居住地からチームの主たる活動場所まで安全に無理なく集合して活動し、活動後は安全に無理なく帰宅できる範囲であること

（２）児童の移動中の安全の確保について、当該児童の保護者が責任をもって行える環境であること

第７条　（入部・休部・退部）
（１）入部を希望する者は、「入会及び更新申込書・誓約書」に保護者の記入・捺印の上、スポーツ保険料、部費とともに納める
尚、誓約書提出の日をもって入会日とする
（２）休部・退部に関しては、児童の保護者が代表及び指導者に直接伝える。その月をもって休部日・退部日と認定する
その際、いかなる理由があっても、部費は返金しない
（３）団員が次の各号に該当する場合は、休団または退団処分を求める場合がある
①正当な理由なく本会の活動への不参加が１ヶ月間続く場合
②1ヶ月間本会と保護者の連絡が取れない場合
③他の部員に対する顕著な妨害活動が認められ、改善の余地がない場合
④3ヶ月間部費を滞納している場合
⑤その他、退部を勧告すべき状態であると役員会が判断した場合

第３章　＜機関＞

【第１節　役員会】

第８条　（役員会の構成及び任務）
役員会は、総会決議事項の執行機関であり次の役員を置く。年度により人数はこの限りではない。また、兼任も可とする。

（１）　責任者１名：会務を統括し会を代表する
（２）　コンプライアンス担当１名：チーム内の暴力・暴言・パワハラ撲滅や規則順守に関する連絡・調整を行う
（３）　指導者若干名：選手に直接指導を行う
（４）　審判担当１名：練習試合や公式戦において積極的に審判を担当する
（５）　事務局長１名：事務局長は、会の運営に関する連絡・調整を行う
（６）　会計１名：会費を収納し総会で決議された予算を執行し、決算事務及び財産管理を行う
（７）　書記１名：記録や文書等の作成・保管を担当する（役員会、保護者会の議事録作成、その他書類）

第９条　（役員会の性格）
役員会は、本会並びに保護者会を代表し、規約を厳守して本会を総括運営しなければならない

第10条　（役員の任期）
役員の任期は１年とし、毎年３月１日～翌年２月末日とする。但し、再任は妨げない
又、役員に欠員が生じた場合は、役員会において推薦し、それを補充する事が出来る。但し、その任期は前任者の残任期とする
注）新旧役員の引継ぎ期間は、別途設けること

【第 2 節　保護者会】

第 11 条　（構成並びに活動）

保護者会は、団員の保護者全員と責任者によって構成され、保護者会会員「一世帯一会員以上」（以下「会員」という）となり、本会の目的達成の為に次の活動を行う

（１）本会目的達成の為の育成援助

（２）本会が参加する交流活動、大会参加への援助

（３）団員の親睦の為の活動

（４）その他、本会の育成に必要な事項

第 12 条　（義務と責任）

会員は、前条に基づき次の義務と責任を負う

（１）本会の目的達成の為、全面的に援助並びに協力する

（２）担当役割の完全なる遂行

（３）本会運営を妨げるような勝手な行動はとらない

【第 3 節　総会】

第 13 条　（構成）

総会は、本会の最高決議機関として会員で構成される

第 14 条　（総会の成立）

総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。但し、会員が当日やむを得ない事由により出席できないときは、委任状をもってこれにかえる事が出来る

第 15 条　（開催時期）

年次総会は毎年 3 月に保護者会代表が招集し出席者の過半数の同意を得て決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。総会の議長は、保護者会代表がこれにあたる

次の場合は、臨時総会を開催する事が出来る

（１）役員が必要と認めた時

（２）会員の２分の１以上が要求した時

第 16 条　（議決事項）

次の事項は、総会出席者の過半数の承認又は議決を得なければならない

（１）役員の選任及び辞任に関する事項

（２）規約の変更又は、改正に関する事項

（３）前年度活動報告並びに決算に関する事項

（４）新年度活動計画並びに予算に関する事項

（５）総会以降は、本会の目的達成の為、会運営等に係わる全ての諸問題に対する決定権を役員会に一任する事項

第 17 条 （会計監査の選出及び任期・任務）
（１）年度末会計監査は次年度会計が兼務する（但し再任は妨げない）
（２）次年度総会にて会計監査の報告をする

第４章 ＜会費および経理＞

第 18 条 （会費）
この会に参加する場合は、会費を毎月収めなければならない
（１） 会費の額は、総会で決定する
（２） その他、会の活動に必要な費用は臨時に集めることがある
（３） 自然災害等により公民館指定の体育館が使用出来ない場合でも、公民館指定体育館以外の施設で活動している場合は会費を徴収する

19 条 （経理）
この会の経理は、次のように行う
（１） 運営費は、会費及びその他の収入をもってあてる
（２） 運営費は、総会で承認された予算に基づいて執行する
（３） 決算は、会計監査を経て総会で承認を得なければならない
（４） 会計年度は、３月１日～翌年２月末日までとする
会計報告は、８月度に中間会計報告、翌年 3 月に総会にて年間会計報告を行うこととする

第５章 ＜雑則＞

第 20 条 （障害事故等）
本会の練習活動行事等に発生した障害事故等について、本会及び本会の責任者、指導者に債務はなく、各人加入の保険金以外の補償はないものとする。本会の対外試合及び行事等における車等での送迎に際し、万が一、交通事故が発生し団員もしくは付き添いの家族に被害が及んだ場合においても、また、団員の家族が車両を運転した場合であっても、運転手および責任者、指導者に対し一切の補償要求をしない。事故に対する責任の一切は、保護者が負うものとする。尚、障害時における出費は、保険金取分以外は全て自己負担とする

第 21 条 （個人情報）
加入登録時、所定申込用紙に記載された個人情報は本会活動に必要な範囲に限り利用出来るものとする。本会活動中に記録された写真・映像・音声に関する一切の権限は本会に帰属するものとする。これは、本会ホームページやその他の媒体・資料・取材などに使用される事がある

第 6 章　＜規約の改正＞

第 22 条

本規約は総会または臨時総会の決議のうえ、責任者および保護者会の合意によって改正することができる。また、変更の内容については随時、閲覧ができるようにすることとする

第 7 章　＜会務先決＞

第 23 条

この会の会務上の遂行途上で緊急な事態が発生したとき、またはこの規約に記載されていない事が発生した場合、この会の規定に関わらず、責任者が先決処理することができる。その場合は、事後の役員会又は臨時総会で承認を得なければならない

第 8 章　＜設立年月日＞

第 24 条

本会の設立年月日は平成 18 年 4 月 1 日とする

第 9 章　＜補足＞

第 25 条　（細則）

本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は、別に定める

第 26 条　（附則）

本規約は、平成 18 年 4 月 1 日より施行した、「百道ミニバスケットボール同好会リトルジュエルズ　会則」を元に全面改正し、平成 31 年 4 月 21 日より施行する

＜細則＞

第 1 条から第 26 条までの項目は平成 31 年 4 月 21 日より施行する

１．保護者会では、役員会の役員以外に、保護者代表 1 名、各公民館担当 1 名をおく

２．保護者代表は、保護会を代表し、責任者とともに会務を総括する。日本バスケット連盟登録、スポーツ保険加入手続きも担当する

３．公民館担当は、各公民館の会議に参加し、書記に報告する

４．会計業務に関し、会費、運営費、交通費、ユニフォーム積立金管理を担当とする

５．書記業務に関し、当番表の作成、スコアブックの管理を担当とする

６．会費は 1 か月あたり 2,500 円とする。但し、交通費等の不足が見込まれ運営に支障が出る場合は、別途徴収する

７．入部前の体験に関し、以下の規程を定める

（１）2 回以上体験する場合はスポーツ保険に加入すること。体験者が加入料（及び手数料）を負担する

（２）体験の参加が 2 回までの場合は入部月の会費は免除とし、その回数を越えて体験を続けた場合は、入部月より納めるものとする

（３）体験者の保護者には、部の方針、運営形態等を、代表または代表が指名したものが説明をすることとし、入部に際しては責任者の承認を得るものとする

（４）入部前の体験期間は、4 回まで（最長 1 ヶ月以内）とする

８．入部、継続時には別途、下記費用を納めることとする

（１）スポーツ障害保険	年額	800 円
（２）日本バスケットボール連盟登録料	年額	1,200 円（4 年生以上）
（３）公民館サークル会費　：百道	年額	300 円

９．新入部員については、入部後 3 ヶ月経過した後に、デジタルタイマー・ユニフォーム積立金として 2,000 円を 1 回のみ徴収する。

１０．令和４年度練習日時、場所は、以下のとおりとする
（１）水曜日 17:00~19:00　百道小学校体育館　　（シューティングスターズ FUKUOKA と合同）
（２）金曜日 17:00~19:00　百道小学校体育館
（３）日曜日 13:00~17:00　百道小学校体育館
その他、ももち体育館等への団体利用申請により追加された練習日は決定次第お知らせする

１１．指導者への謝礼は、1 名に付き 50,000 円以下とする

１２．帯同審判謝礼　1,000 円/1 試合　最大 2,000 円/1 日　別途昼食・交通費支給とする

１３．役員
（１）責任者　　川口　貴史
（２）コンプライアンス担当　小川　吉
（３）コーチ　　川口　貴史（D 級）
（４）審判担当　　川口　貴史（D 級）
（５）事務局長　　山野　真由美
（６）会計　　小川　美保
（７）書記　　東川　彩子

１４．保護者会
（１）代表　　山野　真由美
（２）公民館担当　　東川　彩子

以上